

最高検企第382号
令和4年8月5日

山中理司殿

検事総長 甲斐 行夫



裁決書謄本の送付について

令和3年10月11日になされた審査請求について、裁決を行ったので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）51条2項の規定により、別添のとおり裁決書の謄本を送付します。

裁 決 書

審査請求人

住 所 大阪市北区西天満4丁目7番3号
冠山ビル3階
氏 名 山 中 理 司

上記審査請求人から令和3年10月11日になされた行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）9条の規定に基づく行政文書の不開示決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 審査請求人は、令和3年9月3日、釧路地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）に対し、行政文書開示請求書を提出した。
- 処分庁は、同月6日付けで受理した審査請求人の行政文書開示請求に対し、同年10月1日、開示請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、保有していないとして、不開示決定（以下「原処分」という。）を行い、「行政文書不開示決定通知書」を審査請求人宛て郵送した。
- 審査請求人は、同年10月11日、検事総長に対し、原処分について審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法3条の規定に基づく開示請求に対し、同年10月1日付け釧路地方検察庁第86号により処分庁が行った原処分を取り消すとの決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求書の添付資料は省略する。



(1) 審査請求書

ア 釧路地裁は、令和3年1月19日、道路交通法違反（一般道において法定の最高速度を47km超えたというスピード違反）の犯罪地である釧路地裁に起訴された否認事件（以下「別件速度違反事件」という。）について、被告人が大阪市に在住していること、私選弁護人である審査請求人が大阪弁護士会に所属していること、及び大阪府に新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発令されていることにかんがみ、別件速度違反事件を大阪地裁に移送する旨の決定を出した（資料1）。

イ 釧路地検の検察官は、令和3年1月20日、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に一切言及することなく、釧路地裁令和3年1月19日決定に対する即時抗告の申立てをした（資料2）。

ウ 札幌高裁は、大阪府について新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発令されていた令和3年2月18日、下記のとおり判示した上で、検察官の即時抗告に基づき、別件速度違反事件に関する釧路地裁令和3年1月19日決定を取り消し、審査請求人の移送請求を却下した（資料3）。

（決定の内容は省略する。）

エ 審査請求人は、釧路地裁に対し、令和3年3月20日、被告人及び弁護人の主張の内容や、証拠意見の見込み等を明らかにした上で刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）19条に基づく移送請求をしたところ、釧路地検の検察官は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に一切言及することなく、同月22日、移送請求は不相当であり、職権発動すべきではないという意見を述べた（資料4）。

オ 釧路地裁は、令和3年5月24日、別件速度違反事件を大阪地裁に移送する旨の決定を出した（資料5）。

カ 釧路地検の検察官は、大阪府について新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発令されていた令和3年5月25日、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に一切言及することなく、釧路地裁令和3年5月24日決定に対する即時抗告の申立てをした（資料6）。

キ 札幌高裁は、令和3年6月23日、釧路地検の検察官の即時抗告を棄却した（資料7）。

ク 前述したことからすれば、本件対象文書は存在するといえる。

(2) 意見書

法務省新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針（令和3年1月21日改訂）には、「出張先及びその周辺地域等の感染状況、用務の緊急性、重要性を踏まえ、テレビ会議等の代替手段を積極的に検討する。」とか、「緊急事態措置の対象区域に係る急を要しない出張は、原則として、延期又は中止することとする。」などと記載されていた。



それにもかかわらず、釧路地検の副検事は、大阪地裁への移送に対して執拗に反対することで、被告人及び弁護人に対し、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発出されていた大阪府から北海道釧路市への遠距離移動を伴う釧路地裁での審理を執拗に要求していたところ、検察官一体の原則の下で、そのような要求を副検事限りの判断ができるはずがないことからしても、本件対象文書は存在するといえる。

理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「釧路地検の検察官が刑訴法19条に基づく移送請求に反対する旨の意見書を作成する際、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言のことは考慮しないことになっていることが分かる文書」（以下「本件対象文書」という。）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を作成又は取得しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

審査請求人は、釧路地方検察庁の検察官が特定の事件において提出した、刑訴法19条及び刑事訴訟規則8条に基づく意見書において、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に言及していないこと等をもって、本件対象文書は存在するといえるなどと主張するが、同意見書は独立した検察官の検察権行使の一環として作成されるものであり、移送決定に際し緊急事態宣言を考慮しないこととする方針を取り決めたこともないため、処分庁は本件対象文書を作成・取得していないとする原処分に特段不自然、不合理な点はない。

また、対象文書の探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

したがって、釧路地方検察庁において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも前記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、釧路地方検察庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当である。

また、情報公開・個人情報保護審査会の答申においても、同様の判断が示されているところである。

よって、主文のとおり裁決する。



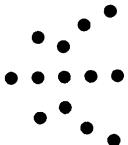
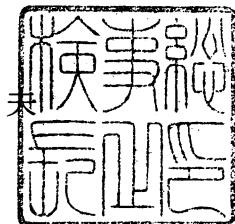
※1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、審査庁の所属する国を被告として（訴訟において審査庁の所属する国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

2 また、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

令和4年8月5日

検事総長 甲斐 行夫



この写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和4年8月5日

最高検察庁総務部企画調査課長 三 善 和 則

